

『離婚・再婚家族と子ども研究』編集規程

1. 本誌は日本離婚・再婚家族と子ども研究学会の機関誌であり、毎年1号を発刊する。
2. 本誌は本学会会員の離婚・再婚に関連する研究、実践報告、法制度についての研究報告等に関する論文の発表にあてる。実証研究、事例報告、文献の概説、理論的考察、書評、判例評釈・紹介など、できる限り多様な研究を含める。
3. 人権を侵すことにつながる研究や表現は認められない。
4. 本誌に掲載された論文の著作権は日本離婚・再婚家族と子ども研究学会に帰属する。本誌に掲載された論文を無断で複製あるいは転載することを禁ずる。掲載された論文の転載を希望する場合は、事前に編集委員会事務局に申請を行い、承認を得るものとする。
5. 本誌の編集は編集委員会が行う。
6. 投稿論文は編集委員会が委嘱した審査者による審査を経て、編集委員会が掲載の可否を決定する。
7. 編集委員会には委員長1名及び副編集委員長1名をおく。
8. 編集委員は、本学会長が委嘱する。
9. 本誌の編集事務は編集委員会事務局において行う。
10. 採択済の投稿論文及び編集委員会が指定した特集記事は、印刷までの間、会員専用サイトにアップロードする方法で早期公開をすることができる。ただし、投稿者または執筆者の意思に反する場合、編集委員会が適当ではないと判断した場合はこの限りでない。
11. 本規程の改正は、編集委員会の議を経て、理事会の承認を以て行う。
12. この規程は、2019年7月6日より施行する。2020年6月16日に改訂（4項に転載希望の場合の事前申請と承認の必要性、6項に審査者の委嘱について明記した）、2021年2月9日に改訂（10項にオンライン早期公開について明記し、以下番号繰り下げ）。

以上